

## 令和元年度 第3回 片瀬地区自治町内会連絡協議会定例会 報告書

日 時：2019年（令和元年）11月26日（火）午後2時～午後3時15分

場 所：片瀬市民センター ホール

出席者：委員16人（欠席10人）

片瀬地区社会福祉協議会1人，藤沢市住宅政策課職員2人，事務局4人

### 《配付資料》

- (1) 次第，名簿，ふれあいまつり参加結果，主な相談窓口，相談してみませんか？CSWに，新年賀詞交歓会（実施要項，収支予算書（案），スケジュール・役割分担表），敬老事業アンケートまとめ，福祉映画（ケアニン）上映会チラシ，人生100年時代の生きがい講座
- (2) 藤沢市の空き家対策（住宅政策課）

### 【司会進行：中島副会長】

1. 会長あいさつ 畠山会長
2. 議長選出 会則に基づき畠山会長を議長に選出
3. 報告
  - (1) ふれあいまつり結果報告  
…10月26日（土），27日（日）に実施したことを，北村会計から報告された。
  - (2) 地域団体との意見交換  
…11月18日（月）に民生委員児童委員と意見交換を実施したこと，12月20日に防犯協会と実施することを畠山会長から報告された。
4. 議題
  - (1) 藤沢市から  
…前回定例会で行った「地域での困りごとの共有」結果を受け，役員会で掘り下げられるものを協議した結果，空き家に関する問題，市民生活全般の相談窓口について，藤沢市の担当課から説明を受けた。
    - ・ 空き家対策（住宅政策課）  
説明内容は資料参照。説明後の質疑応答について記す。回答者は住宅政策課職員。  
Q：空き家の解体が進まない理由について教えてほしい。  
A：「特定空き家」に認定されなければ，建物が建っている場合，税金の特例措置が受けられるので，解体が進まない。特定空き家に認定され，かつ勧告を受ければ，特例措置が受けられなくなる。  
Q：行政代執行の処分がされるまでの期間はどのくらいか。  
A：事例によれば3～4年くらいだが，空き家の状態にも左右される。空き家は所有者が解体してもらおうよう，説得に当たっている。  
Q：町内会に空き家があるが，所有者と連絡を取ることができない。このような場

合は市から連絡してもらえるのか。

A：近隣からの情報や登記簿，住民票，課税情報から追跡し，所有者に連絡を取るようになる。

Q：空き家情報を住宅政策課に提供したり，対応を要望した後，所有者との交渉結果は情報提供してもらえるのか。

A：プライバシーに配慮したうえで，提供できる情報は提供する。

・市民生活全般の相談窓口

広報ふじさわ7月25日号に掲載された「主な相談窓口」及びCSWが片瀬にいることを事務局から説明した。

(2) 片瀬地区新年賀詞交歓会

…実施概要・予算・スケジュール・役割分担の確認を行い，承認された。

(3) その他

…スバナ通り町内会，依藤会長の玉屋本店，店舗兼主屋が国の登録有形文化財になることが会長から紹介された。

5. その他

(1) 片瀬地区社会福祉協議会から

…澁谷会長から敬老関係事業アンケートの結果について説明があった。

…福祉映画上映会の周知があった。

(2) 今後の主な地域行事

今後の主な地域行事の予定について，事務局から説明した。

以 上